平成２６年（フ）第４３１２号
東京都品川区東五反田１丁目９―２―405
破産者　近野　和子
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４０６号
東京都北区浮間３丁目６番21号
破産者　清流印刷株式会社
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８００号
東京都荒川区東尾久１丁目32―５―501
破産者　森永浩史郎
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４９２７号
埼玉県さいたま市北区宮原町１丁目154
破産者　辻村　郁生
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１４８号
東京都大田区山王４―14―４―502、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区中央８丁目37番２号
破産者　株式会社トムキャット
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１４９号
東京都大田区池上８丁目12―10―202
破産者　豊田　秀樹
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１８７号
埼玉県さいたま市浦和区本太５丁目10番３号
破産者　株式会社セブン
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１８８号
埼玉県熊谷市下奈良561番地18
破産者　荏原　　亨
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１９６号
東京都世田谷区松原２丁目28―18―202
破産者　高橋　大樹
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１９８号
東京都千代田区飯田橋２丁目６番３号
破産者　株式会社ビッグアップルコムインク
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５１９９号
東京都練馬区氷川台３丁目24―17―203
破産者　石井　　良
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２７０号
東京都足立区日ノ出町27番３―422
破産者　時田亜希夫
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５３６７号
千葉県松戸市小金原１丁目21―５　ジュイールＡ―５
破産者　高久　花江
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４５９号
埼玉県さいたま市大宮区天沼町２丁目240―１―301
破産者　大道　浩江（旧姓関口・清水）
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４７６号
東京都港区北青山２丁目７番24号
破産者　株式会社コム・プロジェクト
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４７７号
東京都港区北青山２丁目７番24号
破産者　株式会社青山ブレーンパートナーズ
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４７８号
東京都港区南青山５丁目16番14号
破産者　株式会社青山ビジネスサテライト
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４８９号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目１―１―201
破産者　佐竹　克英
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５３３号
千葉県習志野市泉町３丁目１―１―208
破産者　齋藤　隆明
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５３９号
東京都杉並区梅里２丁目25―13―1412
破産者　井口　光洋
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５５６号
東京都豊島区南長崎４丁目41―13―402、住民票上の住所埼玉県所沢市大字下安松1170―12　グリーンフォレストＢ―103
破産者　清水　貴仁
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６０５号
東京都江東区大島２丁目13―２
破産者　新保圭之助
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部